

令和 2 年 12 月 7 日

令和 2 年広島県議会 12 月定例会議案 (その 6)

広 島 県

令和二年広島県議会十二月定例会議案目次（その六）

県第百十六号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一

県第百十六号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（令和二年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、令和三年一月一日から令和三年六月三十日までの間（以下「特別期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、令和二年六月一日から令和二年十一月三十日までの間（以下「特別期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 2 特別期間における知事の期末手当については、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、支給しない。</p>

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(提案理由)

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、この条例案を提出する。